

## 山梨県国民保護計画新旧対照表

修正箇所	新	旧																								
第2編第1章 第1 2	<p>2 県職員の参集基準等（<u>防災危機管理課、消防保安課</u>）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県の体制及び職員の参集基準等            県は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。</p> <p><b>【職員参集基準及び体制の設置判断基準】</b></p> <table border="1" data-bbox="488 778 1211 1121"> <thead> <tr> <th>庁内体制</th> <th>参集基準</th> <th>設置判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①国民保護担当課体制</td> <td>防災危機管理課、消防保安課全職員が参集</td> <td>全庁での対応は要しないが、情報収集等の対応が必要な場合</td> </tr> <tr> <td>②県緊急事態連絡本部体制</td> <td>原則として、県国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、個別の事態の状況に応じ、その他関係課の職員が参集</td> <td>①事態認定後、国から警報が発令されたが、県国民保護対策本部設置の通知がない場合 ②その他知事が県緊急事態連絡本部を設置し、全庁での対応が必要と判断した場合</td> </tr> <tr> <td>③県国民保護対策本部体制</td> <td>全職員が本庁又は出先機関等の各自の所属に参集</td> <td>国から県国民保護対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けた場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 職員への連絡手段の確保  <u>県対策本部員、初動体制職員、防災危機管理課職員及び消防保安課職員は、常時、参集時の連</u></p>	庁内体制	参集基準	設置判断基準	①国民保護担当課体制	防災危機管理課、消防保安課全職員が参集	全庁での対応は要しないが、情報収集等の対応が必要な場合	②県緊急事態連絡本部体制	原則として、県国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、個別の事態の状況に応じ、その他関係課の職員が参集	①事態認定後、国から警報が発令されたが、県国民保護対策本部設置の通知がない場合 ②その他知事が県緊急事態連絡本部を設置し、全庁での対応が必要と判断した場合	③県国民保護対策本部体制	全職員が本庁又は出先機関等の各自の所属に参集	国から県国民保護対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けた場合	<p>2 県職員の参集基準等（<u>防災危機管理課</u>）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県の体制及び職員の参集基準等            県は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。</p> <p><b>【職員参集基準及び体制の設置判断基準】</b></p> <table border="1" data-bbox="1243 778 1966 1121"> <thead> <tr> <th>庁内体制</th> <th>参集基準</th> <th>設置判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①国民保護担当課体制</td> <td>防災危機管理課全職員が参集</td> <td>全庁での対応は要しないが、情報収集等の対応が必要な場合</td> </tr> <tr> <td>②県緊急事態連絡本部体制</td> <td>原則として、県国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、個別の事態の状況に応じ、その他関係課の職員が参集</td> <td>①事態認定後、国から警報が発令されたが、県国民保護対策本部設置の通知がない場合 ②その他知事が県緊急事態連絡本部を設置し、全庁での対応が必要と判断した場合</td> </tr> <tr> <td>③県国民保護対策本部体制</td> <td>全職員が本庁又は出先機関等の各自の所属に参集</td> <td>国から県国民保護対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けた場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 職員への連絡手段の確保  <u>県対策本部員、初動体制職員及び防災危機管理課職員は、常時、参集時の連絡手段として、携</u></p>	庁内体制	参集基準	設置判断基準	①国民保護担当課体制	防災危機管理課全職員が参集	全庁での対応は要しないが、情報収集等の対応が必要な場合	②県緊急事態連絡本部体制	原則として、県国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、個別の事態の状況に応じ、その他関係課の職員が参集	①事態認定後、国から警報が発令されたが、県国民保護対策本部設置の通知がない場合 ②その他知事が県緊急事態連絡本部を設置し、全庁での対応が必要と判断した場合	③県国民保護対策本部体制	全職員が本庁又は出先機関等の各自の所属に参集	国から県国民保護対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けた場合
庁内体制	参集基準	設置判断基準																								
①国民保護担当課体制	防災危機管理課、消防保安課全職員が参集	全庁での対応は要しないが、情報収集等の対応が必要な場合																								
②県緊急事態連絡本部体制	原則として、県国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、個別の事態の状況に応じ、その他関係課の職員が参集	①事態認定後、国から警報が発令されたが、県国民保護対策本部設置の通知がない場合 ②その他知事が県緊急事態連絡本部を設置し、全庁での対応が必要と判断した場合																								
③県国民保護対策本部体制	全職員が本庁又は出先機関等の各自の所属に参集	国から県国民保護対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けた場合																								
庁内体制	参集基準	設置判断基準																								
①国民保護担当課体制	防災危機管理課全職員が参集	全庁での対応は要しないが、情報収集等の対応が必要な場合																								
②県緊急事態連絡本部体制	原則として、県国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、個別の事態の状況に応じ、その他関係課の職員が参集	①事態認定後、国から警報が発令されたが、県国民保護対策本部設置の通知がない場合 ②その他知事が県緊急事態連絡本部を設置し、全庁での対応が必要と判断した場合																								
③県国民保護対策本部体制	全職員が本庁又は出先機関等の各自の所属に参集	国から県国民保護対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けた場合																								

<p>絡手段として、携帯電話等を携行し、電話、メール等による連絡手段を確保する。</p> <p>(4) 代替職員の確保</p> <p>県対策本部員、初動体制職員、<u>防災危機管理課職員及び消防保安課職員</u>は、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として参集させるなど、事態の状況に対処できるよう職員を確保する。</p> <p>なお、初動体制職員の代替職員については、当該職員が指名されている所属課において確保しておく。</p> <p>(5)～(7) 略</p>	<p>帯電話等を携行し、電話、メール等による連絡手段を確保する。</p> <p>(4) 代替職員の確保</p> <p>県対策本部員、初動体制職員<u>及び防災危機管理課職員</u>は、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として参集させるなど、事態の状況に対処できるよう職員を確保する。</p> <p>なお、初動体制職員の代替職員については、当該職員が指名されている所属課において確保しておく。</p> <p>(5)～(7) 略</p>
--	--

第3編第1章  
1

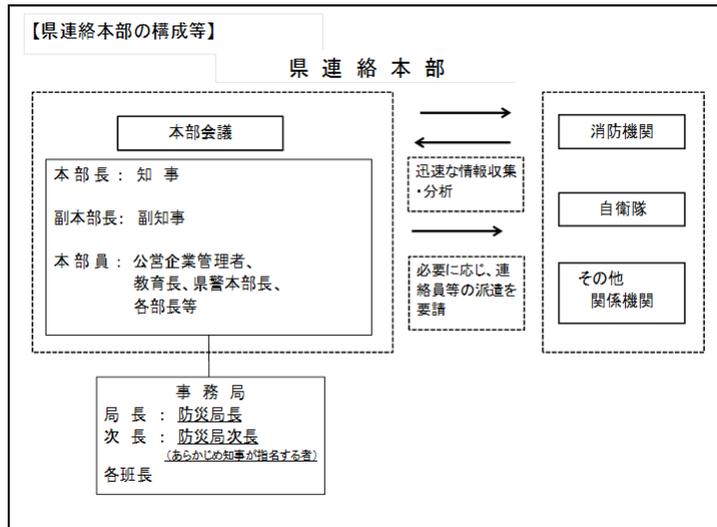
(1) 略

(2) 県連絡本部の組織構成等

ア～エ 略

オ 県連絡本部に、本部の事務を処理するため、防災局長を局長とし、防災局次長（あらかじめ知事が指名する者）を次長とする事務局を置き、局員は、各部局等からの職員をもって構成する。

カ～キ 略



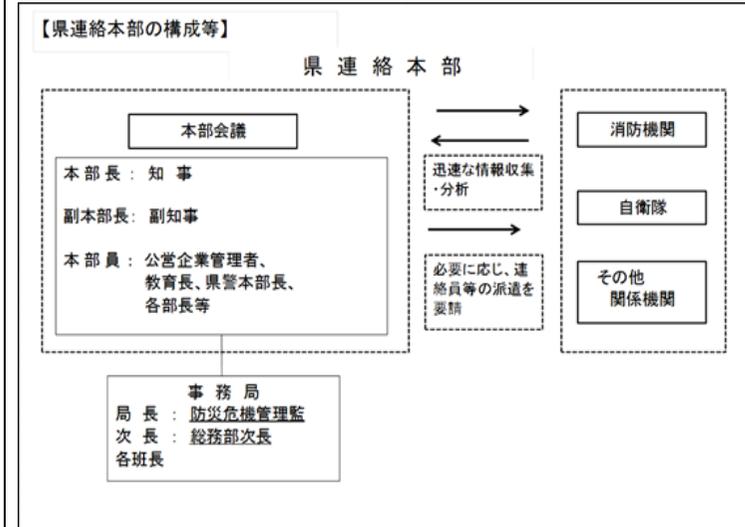
(1) 略

(2) 県連絡本部の組織構成等

ア～エ 略

オ 県連絡本部に、本部の事務を処理するため、防災危機管理監を局長とし、総務部次長を次長とする事務局を置き、局員は、各部局等からの職員をもって構成する。

カ～キ 略



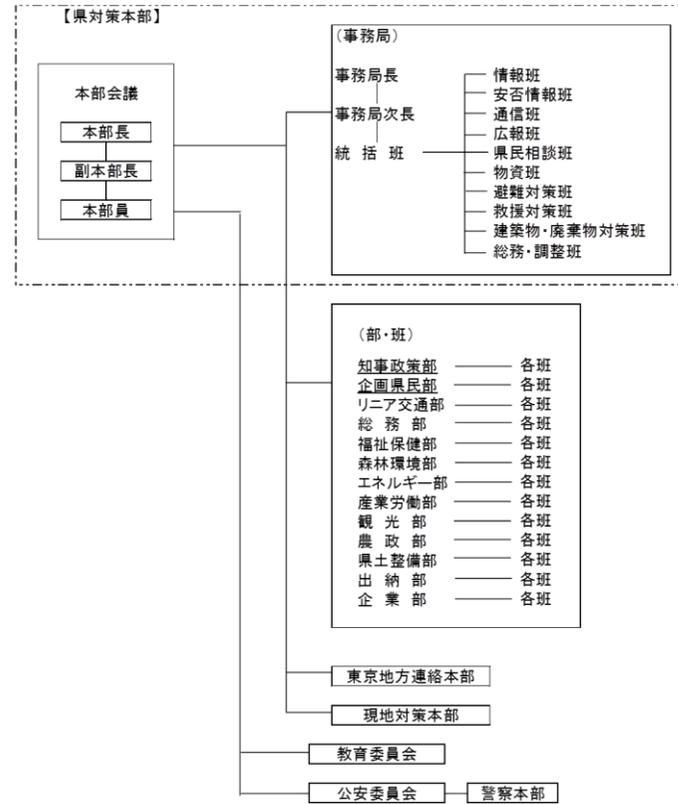
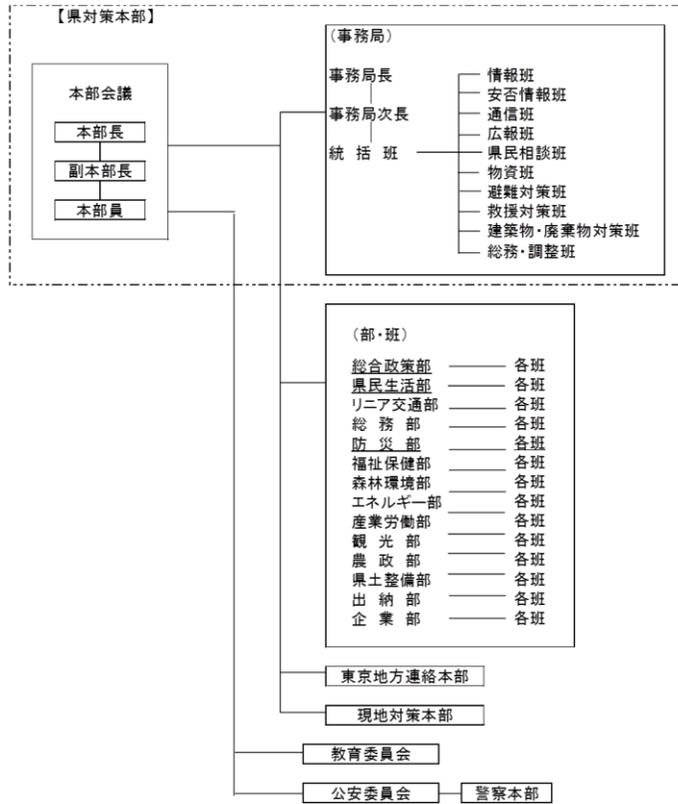
第3編第2章  
1

(1)～(2) 略  
(3) 県対策本部の組織構成等  
ア 県対策本部の本部長（以下「県対策本部長」という。）は、知事をもって充て、県対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。県対策本部長に事故等があり不在の場合における知事権限委譲順位は、副知事（山梨県副知事の担  
任事務に関する規程（平成27年山梨県訓令甲  
第12号）第1条の規定により防災局に関する  
ことを担任事務とする副知事をいう。）、副知  
事（同条の規定により防災局に関することを担  
任事務とする副知事以外の副知事をいう。））、  
防災局長、防災局次長（あらかじめ知事が指名  
する者）の順位で、その職務を代理する。  
イ 県対策本部の副本部長は、副知事をもって  
充て、県対策本部長を補佐する。副本部長が、  
欠けた場合には、防災局長が、その職務を代  
理する。  
ウ～カ 略  
キ 県対策本部に、本部の事務を処理するため、  
防災局長を局長とし、防災局次長（あらかじめ  
知事が指名する者）を次長とする事務局を置  
き、局員は、各部局等からの職員をもって構成  
する。事務局には班を置き、その分掌事務は別

(1)～(2) 略  
(3) 県対策本部の組織構成等  
ア 県対策本部の本部長（以下「県対策本部長」という。）は、知事をもって充て、県対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。県対策本部長に事故等があり不在の場合における知事権限委譲順位は、副知事、総務部長、防災危機管理監、総務部次長の順位で、その職務を代理する。  
  
イ 県対策本部の副本部長は、副知事をもって充て、県対策本部長を補佐する。副本部長が、欠けた場合には、総務部次長が、その職務を代理する。  
ウ～カ 略  
キ 県対策本部に、本部の事務を処理するため、防災危機管理監を局長とし、総務部次長を次長とする事務局を置き、局員は、各部局等からの職員をもって構成する。事務局には班を置き、その分掌事務は別表2のとおりとする。

表2のとおりとする。

第3編第2章  
1 (3)



第3編第2章  
1 別表1

別表1 【県の各部分掌事務】

部局名	分掌事務
各部共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管施設への警報伝達に関する事。</li> <li>・所管施設の被害状況把握に関する事。</li> <li>・所管関係団体への警報伝達に関する事。</li> <li>・所管関係団体の被害状況把握に関する事。</li> <li>・所管業務に関する情報収集、報告に関する事。</li> <li>・国民保護措置業務を持たない所属の他班への応援に関する事。</li> <li>・国民保護措置に係る他部間の相互応援に関する事。</li> <li>・国民保護措置に要した経費の支払、精算に関する事。</li> </ul>
総合政策部 (総合政策部長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府調査団等の被災視察に関する事。</li> <li>・他県への事務の委託手続きに関する事。</li> <li>・国民保護に係る広報に関する事。</li> <li>・報道機関との連絡調整、放送の要請に関する事。</li> <li>・国への要望事項取りまとめに関する事。</li> </ul>
県民生活部 (県民生活部長)	<p>(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権擁護に関する事。</li> <li>・生活関連物資の需給調整に関する事。</li> <li>・生活必需物資の調達に関する事。</li> <li>・私立学校及び県立大学に関する事。</li> </ul>
リニア交通部 (リニア交通局長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通機関の運行状況の把握、利用者への情報提供に関する事。</li> <li>・避難住民の運送に係る鉄道及びバス事業者との連絡調整に関する事。</li> </ul>
総務部 (総務部長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の動員、派遣、受入、あっせんに関する事。</li> <li>・職員の服務、手当に関する事。</li> <li>・職員の安否、補償に関する事。</li> <li>・職員の健康、食事に関する事。</li> <li>・特殊標章等(赤十字標章を除く)の交付、許可に関する事。</li> <li>・起債の特例に関する事。</li> <li>・国民保護措置関係予算に関する事。</li> </ul> <p>(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎、公有財産の維持、管理に関する事。</li> <li>・公用車の管理、運用に関する事。</li> <li>・県税の減免、徴収猶予に関する事。</li> <li>・市町村の行財政措置の助言に関する事。</li> <li>・国民の権利益救済に係る文書保存に関する事。</li> </ul>

別表1 【県の各部分掌事務】

部局名	分掌事務
各部共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管施設への警報伝達に関する事。</li> <li>・所管施設の被害状況把握に関する事。</li> <li>・所管関係団体への警報伝達に関する事。</li> <li>・所管関係団体の被害状況把握に関する事。</li> <li>・所管業務に関する情報収集、報告に関する事。</li> <li>・国民保護措置業務を持たない所属の他班への応援に関する事。</li> <li>・国民保護措置に係る他部間の相互応援に関する事。</li> <li>・国民保護措置に要した経費の支払、精算に関する事。</li> </ul>
知事政策部 (知事政策局長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府調査団等の被災視察に関する事。</li> <li>・他県への事務の委託手続きに関する事。</li> <li>・国民保護に係る広報に関する事。</li> <li>・報道機関との連絡調整、放送の要請に関する事。</li> <li>・国への要望事項取りまとめに関する事。</li> </ul>
企画県民部 (企画県民部長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報システム及びびデータ等の保守、管理に関する事。</li> <li>・人権擁護に関する事。</li> <li>・生活関連物資の需給調整に関する事。</li> <li>・生活必需物資の調達に関する事。</li> </ul>
リニア交通部 (リニア交通局長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通機関の運行状況の把握、利用者への情報提供に関する事。</li> <li>・避難住民の運送に係る鉄道及びバス事業者との連絡調整に関する事。</li> </ul>
総務部 (総務部長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の動員、派遣、受入、あっせんに関する事。</li> <li>・職員の服務、手当に関する事。</li> <li>・職員の安否、補償に関する事。</li> <li>・職員の健康、食事に関する事。</li> <li>・特殊標章等(赤十字標章を除く)の交付、許可に関する事。</li> <li>・起債の特例に関する事。</li> <li>・国民保護措置関係予算に関する事。</li> <li>・私立学校及び県立大学に関する事。</li> <li>・庁舎、公有財産の維持、管理に関する事。</li> <li>・公用車の管理、運用に関する事。</li> <li>・県税の減免、徴収猶予に関する事。</li> <li>・市町村の行財政措置の助言に関する事。</li> <li>・国民の権利益救済に係る文書保存に関する事。</li> <li>・県議会(臨時議会の招集)に関する事。</li> <li>・国民保護対策本部等に関する事。</li> <li>・通信の確保に関する事。</li> <li>・警報の通知、避難の指示、緊急通報の発令、退避の指示に関する事。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県議会（臨時議会の招集）に関する<u>こと。</u> <u>(削除)</u></li> <li>・ <u>(削除)</u></li> <li>・ <u>情報システム及びデータ等の保守、管理に関する<u>こと。</u></u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>自衛隊の派遣要請に関する<u>こと。</u></u></li> <li>・ <u>消防機関との連絡調整に関する<u>こと。</u></u></li> <li>・ <u>避難物資等の備蓄、整備、点検に関する<u>こと。</u></u></li> <li>・ <u>危険物資の保安対策に関する<u>こと。</u></u></li> <li>・ <u>ガス及び通信事業者との連絡調整に関する<u>こと。</u></u></li> <li>・ <u>国民保護に係る訓練に関する<u>こと。</u></u></li> </ul>
	<p><u>防災部</u> <u>(防災局長)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>国民保護対策本部等に関する<u>こと。</u></u></li> <li>・ <u>通信の確保に関する<u>こと。</u></u></li> <li>・ <u>警報の通知、避難の指示、緊急通報の発令、退避の指示に関する<u>こと。</u></u></li> <li>・ <u>自衛隊の派遣要請に関する<u>こと。</u></u></li> <li>・ <u>消防機関との連絡調整に関する<u>こと。</u></u></li> <li>・ <u>避難物資等の備蓄、整備、点検に関する<u>こと。</u></u></li> <li>・ <u>危険物資の保安対策に関する<u>こと。</u></u></li> <li>・ <u>ガス及び通信事業者との連絡調整に関する<u>こと。</u></u></li> <li>・ <u>国民保護に係る訓練に関する<u>こと。</u></u></li> </ul>	